

【韓国】軍艦島に関する国会決議

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2020年12月9日、「日本の端島（軍艦島）炭鉱等における韓国人の本人の意思に反する強制労働動員に対する UNESCO 世界遺産委員会の勧告及び日本が約束した後続措置の誠実な履行を求める決議案」が、韓国国会で可決された。

1 背景と経緯

長崎県の端島（軍艦島）等を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産への登録とその後の措置をめぐり、韓国において様々な動きがあった¹。この中で2020年6月23日に国会に提出された「日本の端島（軍艦島）炭鉱等における韓国人の本人の意思に反する強制労働動員に対する UNESCO 世界遺産委員会の勧告及び日本が約束した後続措置の誠実な履行を求める決議案」²が、同年12月9日に可決された。

2 決議及び提案理由（全訳）

決議文（外交統一委員会 2020.12）

主文

大韓民国国会は、2015年7月、第39次 UNESCO 世界遺産委員会で、第二次世界大戦中に韓国人³数万人が強制労役に動員された端島（軍艦島）炭鉱、三池炭鉱、高島炭鉱、八幡製鉄所、三菱造船所内の3つの施設等、[計]7つの施設を含む日本の近代産業施設（Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution）23か所⁴の世界遺産登録⁵を決定し、各施設の全体の歴史を理解（understanding of the full history of each site）することができる解釈戦略（interpretive strategy）を整備することを勧告した⁶ことを想起する。

これに対し、日本代表は、同勧告を誠実に履行するため、1940年代に一部の施設で数多くの韓国人等が本人の意思に反して動員され、過酷な条件下で強制労役した事実を理解することができる措置をとり、インフォメーションセンターの設置のような、犠牲者を記憶にとどめるた

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。なお、[]内の語句は、訳者による補記である。

¹ 田中福太郎「【韓国】「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産登録に伴う産業遺産情報センター開設に対する韓国側の動き」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, pp.41-43. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553736_po_02850115.pdf?contentNo=1>

² 「[2100888]일본의 하시마 (군함도) 탄광 등 한국인의 본인 의사에 반한 강제노동 동원에 대한 UNESCO 세계유산위원회의 권고와 일본이 약속한 후속조치의 성실한 이행 촉구 결의안 (전용기의원 등 103인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2G0N0V6V2I3X1Z4W3G6I0A1D1O8J4>

³ 原文で「한국인（韓国人）」となっている。以下同様。

⁴ 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（平成27年記載）」文化遺産オンラインウェブサイト <https://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlinkF>

⁵ 韓国語では「등재（登載）」という単語が使用されている。以下同様。

⁶ 「일본 근대산업시설의 세계유산 등재에 ‘의사에 반하여 강제로 노역한 역사’를 반영」2015.7.5, 외교부ウェブサイト <http://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=355510&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&company_nm=&page=563>

めの適切な措置を解釈戦略に含めると発言し、これは決定文の一部に含められた⁷。

しかし2017年12月、日本は、2015年の登録当時の日本代表の発言とは異なり、韓国人等の本人の意思に反した過酷な条件下での強制労役動員の事実と犠牲者を記憶するためのインフォメーション〔センター〕設置等〔の内容〕が抜け落ちた履行経過報告書を提出し⁸、第42次世界遺産委員会は、決定文の忠実な履行と関連当事国との持続的な対話を強力に勧告した⁹。

2019年12月、日本は、再び2015年の登録時に日本が約束した後続措置の履行内容が抜け落ちた、世界遺産委員会の当事国との対話勧告を〔日本〕国内の利害当事者に限定的に解釈して、主要当事国である韓国を対話の相手から排除する履行経過報告書を提出した¹⁰。

続いて2020年6月15日に日本政府が一般公開した東京所在の日本産業遺産情報センター¹¹の展示内容は、2015年7月の世界遺産登録当時の世界遺産委員会の勧告及び日本が約束した後続措置とは正反対で、韓国人の強制労役と民族差別の事実を否定する内容の証言と資料のみを展示し、展示内容に強制労役の犠牲者を記憶するための措置が全くない。

日本政府及び〔日本〕企業が、第二次世界大戦中に国際法に違反して、数十万人の韓国人のみならず、米軍及び英国軍等連合軍の戦争捕虜、中国人及び東南アジアの住民まで過酷な強制労役に動員したことは周知の事実である。

1951年9月8日、日帝の敗亡後締結されたサンフランシスコ平和条約の前文で、日本は国連憲章の原則を順守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力することを宣言し、〔そして、〕第二次世界大戦中の強制労役は、戦後連合国のナチスドイツ及び日帝の戦犯裁判で厳重に処罰されたことがある〔ママ〕。

ここに、大韓民国国会は、国際法及び人類の普遍的価値と良心に訴え、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、日本政府が2015年の登録決定当時のUNESCO世界遺産委員会の勧告及び日本が約束した後続措置に従って、日本産業遺産情報センターの展示内容に数多くの韓国人及び他国の人々の本人の意思に反した過酷な条件下での強制労役の証言及び資料を反映し、強制労役の犠牲者を記憶する措置をとることを求める。
2. 大韓民国国会は、日本政府が二度にわたって発刊した履行経過報告書が強制労役に関連した情報を抜け落とす等誤っていたことを指摘し、直ちに修正報告書を発刊し、明確に記載することを求める。
3. 大韓民国国会は、日本政府が2015年の登録決定当時のUNESCO世界遺産委員会の勧告と日本が約束した後続措置がきちんと履行されるよう、我が政府が韓日二国間交渉及びUNESCO等国際社会での問題提起に積極的に出ることを求める。
4. 大韓民国国会は、日本政府が約束した後続措置及びUNESCO世界遺産委員会の勧告事項を

⁷ 「「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のユネスコ世界遺産一覧表への記載決定（第39回世界遺産委員会における7月5日日本代表団発言について）」2015.7.14, 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/pr_pd/mcc/page3_001285.html>

⁸ 「ユネスコ世界遺産センターへの保全状況報告書の提出について（平成29年11月30日提出）」内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/state_of_conservation_report.html>

⁹ “42nd session of the World Heritage Committee.” UNESCO World Heritage Centre website <<https://whc.unesco.org/en/sessions/42COM/>>

¹⁰ 「ユネスコ世界遺産センターへの保全状況報告書の提出について（令和元年11月29日提出）」内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/seikaiisan_houkoku/191129.html>

¹¹ 産業遺産情報センターウェブサイト <<https://www.ihic.jp/>>

回避し続ける場合、我が政府が UNESCO 世界遺産委員会に日本の近代産業施設の世界遺産登録削除要求を含め強力な措置をとることを求める。

提案理由

2015年7月、第39次 UNESCO 世界遺産委員会は、第二次世界大戦中に韓人数万人が強制労働に動員された端島（軍艦島）炭鉱、三池炭鉱、高島炭鉱、八幡製鉄所、三菱造船所内の3つの施設等、[計]7つの施設を含む日本の近代産業施設 (Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution) 23か所の世界遺産登録を決定し、各施設の全体の歴史を理解 (understanding of the full history of each site) することができる解釈戦略 (interpretive strategy) を整備することを勧告した。

これに、佐藤地駐ユネスコ日本大使は、世界遺産委員会の勧告を誠実に履行するために、1940年代に一部の施設で数多くの韓国人等が本人の意思に反して動員され、過酷な条件下で強制労務した事実を理解することができる措置をとり、インフォメーションセンターの設置のような、犠牲者を記憶にとどめるための適切な措置を解釈戦略に含ませると発言し、日本代表の発言は UNESCO 世界遺産委員会の登録決定文 (WHC Decision 39 COM 8B.14)¹²の一部に含まれた。

しかし、以後日本政府が提出した履行経過報告書は、韓国人及び他国の本人の意思に反した過酷な条件下での強制労働動員の事実及び犠牲者を記憶するためのインフォメーション[センター]設置等の内容が抜けており、ついに2020年6月15日に一般公開された東京所在の日本産業遺産情報センターの展示内容は、韓国人の強制労働の事実を否定する内容の証言及び資料のみを展示し、展示内容に強制労務の犠牲者を記憶するための措置が全くない。

このような日本政府の態度は、戦後サンフランシスコ平和条約等で日本が明らかにした国連憲章の原則及びILO協約等普遍的な人権規範の順守、戦争犯罪及び反人道犯罪等国際刑事法の法理の受諾に違反するものである。

ここに、大韓民国国会は、国際法及び人類の普遍的な価値及び良心に訴え、日本政府が2015年の登録決定時の UNESCO 世界遺産委員会の勧告及び日本が約束した後続措置に従って日本産業遺産情報センターの展示内容に、数多くの韓国人及び他国の本人の意思に反した過酷な条件下での強制労務の証言及び資料を反映し、強制労務の犠牲者を記憶する措置をとることを求め、我が政府が韓日二国間交渉及び UNESCO 等国際社会での問題提起に積極的に出ることを求める。

3 修正部分

2020年6月23日に国会に提出された決議原案は、同年11月30日の外交統一委員会法案審査小委員会及び同年12月2日の外交統一委員会全体会議で修正可決された。この修正により、主文中で一部「強制労働」、「強制徴用」とされていた部分を「強制労務」とし、第2号で「誤っていたことを認め」とされていた部分を「誤っていたことを指摘し」とした。また、主文第4号では、「我が政府が UNESCO 世界遺産委員会に明治産業遺産の世界遺産登録削除を要求することを」とされていた部分について、「我が政府が UNESCO 世界遺産委員会に日本の近代産業施設の世界遺産登録削除要求を含め強力な措置をとることを」と修正した。その他、一部の語尾や語句が修正された。

¹² “Decision:39 COM 8B.14 Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining, Japan.” UNESCO World Heritage Centre website <<https://whc.unesco.org/en/decisions/6364/>>